

別記 17 [IMDGコードに規定されているタンクの諸元及び適応する危険物について]**1 経緯**

IMDGコード※に定められた基準に適合するUNポータブルタンクは、消防法の危政令第15条第5項により基準の特例が定められており、移動タンク貯蔵所として国内での運用が可能となっている。しかし、IMDGコードに定められた基準に適合しない仕様のUNポータブルタンクが、許可を受けて移動タンク貯蔵所として運用されている実態が見受けられることから、日本危険物コンテナ協会 (<http://www.kikenbutsu.org/>) からの要望を受け、各通知が発出された。

「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付について(通達)」

(平成4年11月12日消防危第93号)

「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」

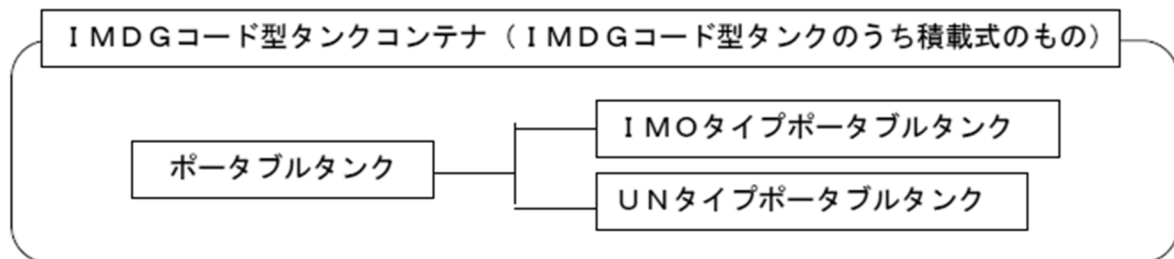
(平成13年4月9日消防危第50号)

「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等(IMDGコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係)に係る運用について」

(平成16年3月23日消防危第35号)

※ IMDGコードとは、国際海上危険物規則(International Maritime Dangerous Goods Code)の略称である。

国際連合(United Nations。以下「UN」という。)の下部組織である、国際海事機関(international Maritime Organization。以下「IMO」という。)が定める危険物についての海上運送基準で、このIMDGコードは各国において適用されており、現在、日本では「危険物船舶運送及び貯蔵規則」「船舶による危険物の運送基準を定める告示」(次項参照)として適用法規となっている。

2 ポータブルタンクの分類

IMDGコードの旧分類方法（タンクのデザイン及び安全弁等の仕様）に基づき製造されたポータブルタンクは「IMOタイプポータブルタンク」と呼ばれ、2002年12月迄製造が認められていた。

しかし、IMDGコードの改訂により、2003年1月からは全てのポータブルタンクはポータブルタンクインストラクション(IMDGコード4.2.5)による分類方法で型式承認・製造されている。これらは「UNポータブルタンク」と呼ばれている。ポータブルタンクインストラクションによる分類では、輸送される製品(国連番号、UNNo.)それぞれにタンクインストラクションコード(Tコード)が割り当てられ、T1～T23、T50、T75に分類され、積載品の輸送に合わせたタンクの仕様による分類となっている。

つまり、ある製品がポータブルタンクで輸送される際に必要とされる缶体の板厚、安全弁の設定、破裂版の有無、下部排出弁の仕様等によりそれぞれの製品に次頁のTコードが割り当てられ、積載製品の輸送に必要とされる仕様のポータブルタンクがその製品の輸送に選択される。

そのうち、T1～T23のタンクが消防法の危険物にも使用されるものである。

船舶による危険物の運送基準を定める告示

【別表第 1 備考 6(4)ポータブルタンクの欄に掲げる記号】

(1) IMO タンク及び UN タンクの欄に掲げる記号の意義は、以下のとおりとする。

タンクの記号	最小試験圧力 (MPa)	タンク外板の最小板厚 (基準鋼)	圧力安全装置の種類	底部開口
T1	0.15	—	N	A
T2	0.15	—	N	B
T3	0.265	—	N	A
T4	0.265	—	N	B
T5	0.265	—	NF	C
T6	0.4	—	N	A
T7	0.4	—	N	B
T8	0.4	—	N	C
T9	0.4	6mm	N	C
T10	0.4	6mm	NF	C
T11	0.6	—	N	B
T12	0.6	—	NF	B
T13	0.6	6 mm	N	C
T14	0.6	6 mm	NF	C
T15	1	—	N	B
T16	1	—	NF	B
T17	1	6mm	N	B
T18	1	6mm	NF	B
T19	1	6mm	NF	C
T20	1	8mm	NF	C
T21	1	10mm	N	C
T22	1	10mm	NF	C

(2) 前(1)の表の各欄にあつては、次に定めるとおりとする。

① 「T 1 から T 2 2」の表中において、タンク外板の最少板厚の欄が「—」の最少板厚は、次に定めるとおりとする。

- ・ 直径1.8m以下のポータブルタンクについては、5 mmとする。
- ・ 直径1.8mを超えるポータブルタンクについては、6 mmとする。ただし、容器等級がⅡ又はⅢの粉状又は粒状固体物質のものを収納するポータブルタンクについては、5 mmとすることができる。

② 「T 1 から T 2 2」の表中において、圧力安全装置の種類は、次に定めるとおりとする。

- ・ 「N」は、容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類がばね式圧力安全弁
- ・ 「NF」は、容器又は区画室に取り付けられている圧力安全装置の種類が破裂板を直列に設けたばね式圧力安全弁

③ 「T 1 から T 2 2」の表中において、底部開口の欄は、次に定めるとおりとする。

- ・ 「A」は、底部開口が設けられているポータブルタンクを示す。IMO タンク及びU N タンクの欄に掲げる記号が T 1 から T 2 2 までのポータブルタンクにあつては、底部開口には互いに独立な二重の閉鎖装置を有していなければならない。
- ・ 「B」は、互いに独立な三重の閉鎖装置を有する底部開口が設けられているポータブルタンクを示す。
- ・ 「C」は、底部開口が設けられていないポータブルタンクを示す。

(3) 次の表の左欄のポータブルタンクの代替えとして、右欄のポータブルタンクを用いることができる。

T1	T2, T3, T4, T5, T6, T7, T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T2	T4, T5, T7, T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T3	T4, T5, T6, T7, T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T4	T5, T7, T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T5	T10, T14, T19, T20, T22
T6	T7, T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T7	T8, T9, T10, T11, T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T8	T9, T10, T13, T14, T19, T20, T21, T22
T9	T10, T13, T14, T19, T20, T21, T22
T10	T14, T19, T20, T22
T11	T12, T13, T14, T15, T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T12	T14, T16, T18, T19, T20, T22
T13	T14, T19, T20, T21, T22
T14	T19, T20, T22
T15	T16, T17, T18, T19, T20, T21, T22
T16	T18, T19, T20, T22
T17	T18, T19, T20, T21, T22
T18	T19, T20, T22
T19	T20, T22
T20	T22
T21	T22

- 参考 ○ T1-T22 : IMDG コードのクラス 3 から 9 の液体・固体製品用タンク
 ○ T23 : IMDGコードのクラス4.1及びクラス5.2の有機過酸化化物で、次の8つ
 UN No. 3109/3110/3119/ 3120/3229/3230/3239/3240の輸送に限られる
 ○ T50 : 液化ガス用タンク
 ○ T75 : 深冷液化ガス用タンク

3 運用上の留意事項

(1) 申請時の確認方法について

- ① 申請された危険物の品名を「船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第 1」に掲げる品名欄で確認する（図 1 参照）。
- ② 品名ごとに規定されている T コードを確認し、ポータブルタンクの許可書に記載されている T コードと照合する（図 1 及び図 2 参照）。

(2) 品名を別表にて確認する方法は、次のいずれかの方法により確認することができる。

- ・ 申請者に国連番号（UNNo.）を確認させる。
- ・ 製品安全データシート（MSDS）の「輸送上の注意」欄で確認する。

(3) 旧分類方法の「IMOタイプ」と記載された許可書が添付された場合について

2 年半ごとにポータブルタンクの定期検査を実施する必要がある、IMOタイプのポータブルタンクは定期検査後、UNポータブルタンクの T コードに変更される。

よって、最新の許可書を添付するよう指示すること。

船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第 1

別表第 1 (第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条、第 7 条の 2、第 7 条の 4、第 10 条、第 14 条の 2、第 14 条の 3、第 14 条の 4、第 15 条、第 15 条の 2、第 16 条、第 16 条の 2、第 16 条の 8 の 2、第 18 条の 3、第 20 条の 3、第 21 条の 2、第 24 条、第 25 条の 5、第 54 条関係)

国連番号	品名		分類	項目	等級	隔離区分	副次危険性等級	容器等級	少量危険物の許容容量又は許容質量	機量危険物の許容容量又は許容質量	容器及び包装										積載方法	隔離	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	日本語名	英語名									小型容器又は業務用容器		大型容器		IBC容器		ポータブルタンク		タンク	追加規定				追加規定	追加規定	追加規定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
											容器	追加規定	容器	追加規定	容器	追加規定	タンク	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定	追加規定

【解説】

- ・ 国連番号 1196 のエチルトリクロロシランを貯蔵できるポータブルタンクは T10 となる。
- ・ 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第 1 備考 6 (4) iii により、T14、T19、T20、T22 でも貯蔵できる。



**BUREAU
VERITAS**

**BUREAU VERITASの例
(許可書)**

別添 2

CONTENEUR CITERNE / TANK CONTAINER
CERTIFICAT D'INSPECTION INITIALE /
INITIAL INSPECTION CERTIFICATE

CONTENEUR CITERNE / TANK CONTAINER		Code :		BVCT :	
Masse brute mesurée / Gross weight : 型式・タイプ欄		Tare : kg		Charge utile/Payload : kg	
PROPRIÉTAIRE / OWNER :			EXPLOITANT / OPERATOR :		
N° de série / Serial N° :		N° de série / Serial N° :		Code pays / Country :	
Type : UN PORTABLETANK T11		Dimensions (mm) : 2991 x 2438 x 2591 mm		Code type :	
CAPACITÉ : Nominal/Nominal : 1		AGREMENTS / APPROVALS :			
CAPACITY : Mesurée/Measured : 1		IMO			
PRESSION : De service/Working : bar		FIM			
PRESSURE : D'épreuve/Test : bar		CSC			
		USDOT			
		ISO			
MATIÈRES AUTORISÉES AU TRANSPORT / SUBSTANCES SUITABLE FOR TRANSPORT :					
Selon les réglementations applicables, tenant compte de la construction de la citerne et de ses équipements / According to applicable regulations, taking into account the construction of the tank and its equipment					
CONSTRUCTEUR / MANUFACTURER :					
DECLARATION DU CONSTRUCTEUR : Je soussigné, certifie que le conteneur citerne ci-dessus (N° de série XXXXXXXX) a été construit et contrôlé dans les mêmes conditions que le conteneur prototype de base certifié par BUREAU VERITAS, sous le N° XXXXXXXX.					
STATEMENT OF THE MANUFACTURER : I, the undersigned, certify that the above mentioned tank container (serial N° XXXXXXXX) has been manufactured and inspected in the same way as the basic prototype container certified by BUREAU VERITAS under XXXXXXXX.					
CARACTÉRISTIQUES / CHARACTERISTICS			CONTROLES / INSPECTIONS		
PLAN D'ENSEMBLE N° / GENERAL DRAWING : CODE CALCUL / DESIGN : Température : °C Pression/Pressure : bar MATÉRIAUX / MATERIALS : Structure/Frame : Citerne/Tank Head : Shell : CITERNE / TANK : Diamètre int./Diameter intern. : mm Conteneur N° : Épaisseur min de construction/Design Thickness : Virote/Shell : mm Épaisseur équivalente/Equivalent thickness : Fond/Head : mm US DOT : mm EQUIPEMENTS / EQUIPMENTS : Calorifuge/Insulation : Réchauff/Heater : Pt. Service/Work Pt. : n/a bar Pt. Exp/Test Pt. : n/a bar Service/draw : n/a sqm Vidange/Outlet : Haut/Top : Garde/Bottom : fermt/Clos.			Ce conteneur citerne a été construit sous surveillance du BUREAU VERITAS, en accord avec les prescriptions suivantes / This tank container has been manufactured under BUREAU VERITAS survey, in accordance with the following prescriptions : - Règlement du/Rule of : - Specification : Les opérations de contrôle effectuées font l'objet des rapports de contrôle / The inspections performed are subject to reports : Essai de tension / Tension test at : kg (montant/port) Épreuve hydrostatique à 25 degrés / Hydrostatic test at : bar Effectuée le/Performed on : Épreuve d'arrachement à 25 degrés / Tensile test at : bar Effectuée le/Performed on : OBSERVATIONS / REMARKS : Épaisseur de corrosion/Corrosion allowance : mm Contrôle radiographique/X-Ray control : N° de Série de la Soupape de Sécurité : Commentaires/Comments :		
DISPOSITIFS DE SÉCURITÉ / SAFETY DEVICES : Soupape(s)/Relief valve(s) : (Targe/Semg) : bar Disque/Rupture disk : NO (Targe/Semg) (20°C) : n/a bar (Targe/Semg) (50°C) : n/a bar Montage/Arrangement : Série Parol. Débit total en l/s/Total vent. Capacity : m³/h (15°C - 1 bar) PROTECTION / COATING : Intense/Intense : Extense/Extense : ESSAIS / TESTS at : R = kg Gommage/Sticking at : kg Sollicitation dynamique / Impact test at : g soit R = kg			PLAN DE MARQUAGE / MARKING DRAW : Poinçonnage / STAMPING : Établi / Issued at : le/on : Inspecté par/ Inspected by : Visa : Région-Bureau/ Region-Office : Cachet/Stamp :		

【図 2 許可書 (例)】